既存住宅の広告に「安心R住宅」の標章を使用するための手続

国土交通省

○ 国は、「安心R住宅」の標章及びそれを使用できる既存住宅の要件を設定する。
その上で、標章の使用を希望する事業者の団体を審査・登録し、標章の使用を許諾する。

○ 事業者団体は、リフォームの基準及び標章の使用について事業者が守るべきルールを設定し、団体の構成員である事業者の指導・監督を行う。

○ 事業者は、要件に適合した住宅について、団体の基準やルールに則って広告時に標章を使用することができる。

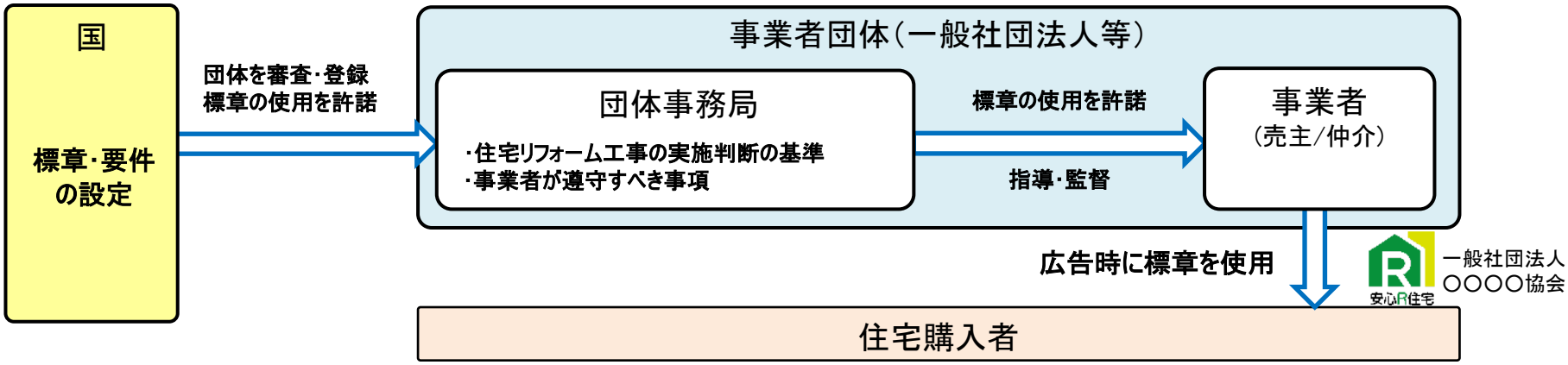

◇「安心R住宅」の登録団体一覧　令和元年12月4日時点

番号	登録日	名称（略称）	番号	登録日	名称（略称）
1	平成29年12月25日	一般社団法人優良ストック住宅推進協議会（スムストック）	6	平成30年6月29日	一般社団法人住まい管理支援機構
2	平成30年1月26日	一般社団法人リノベーション協議会	7	平成30年8月27日	公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（全宅連）
3	平成30年3月13日	公益社団法人全日本不動産協会（（公社）全日本不動産協会）	8	平成30年9月25日	一般社団法人全国住宅産業協会（全住協）
4	平成30年6月8日	一般社団法人石川県木造住宅協会			
5	平成30年6月28日	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会（JERCO）	9	平成31年4月26日	一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会